

「社會契約論」草稿<sup>1)</sup> (抄譯一)

恒藤武二譯

社會契約について、または  
共和國家の形態論

## 第一編 社會體の第一觀念

## 第一章 この著作の趣旨

多くの著者が政府の原理と私法の規則について扱つていたので、この題目について未だ語られていないことがらで語るに足ることは何もないほどである。しかし恐らく社會體 (Corps social) のもつともよき諸關係は、もし人々がその性質をよりよく規定することから始めたならば、もつとよく明瞭に設定されたであらうことは、人々のよく認めるところであらう。それこそ私がこの書の中でなさんと試みることである。それゆえこゝでは團體 (Corps) の運営 (administration) ではなくその構成が問題なのである。私はそれに生命を與える。しかし行動せしめるのではない。<sup>2)</sup> 私はその發條と部分品とをえがき、それらをその場所にならべた。私は機械をばまに動き出す状態に置いた。他のより賢明な人がその運動を司さざるであらう。<sup>3)</sup>

ルソー『社會契約論草稿』(抄譯一)

(1) この翻譯のテキストとしては、C. E. Vaughan, The

Political Writings of Jean Jacques Rousseau, 446 p.

et. seq. を使用した。以下の註はすべて同書を参照して附した譯註である。

(2) 最初は「私は存在するものについて語るものであり、生成するものについて語るのではない」(Je dis ce qu'il est, non ce qu'il fait) と書かれていた。

(3) 第一章の書かれた頁の下に「主權の分割不可能なることについて」と云う標題が書かれているが、その次には市民宗教について三行程書かれているだけで、直接關係ある文章は存在せぬと云う。

第二章 人類の一般社會について<sup>1)</sup>

政治的の制度の必要が何處から生れたかを探求することから始めよう。

人間の力<sup>2)</sup>は彼の自然的欲望と原始的状態に比例しているので、ごく僅かこの状態が變化してもまたこれらの欲望が増大しても、その同類の援助が彼に必要となるほどである。そして遂に彼の欲望が全自然を包含するとき、全人類の協力もそれらを満すにはほとんど足りない。このような次第でわれわれを悪人 (méchants) とする同じ原因がわれわれを奴隷いと化し、われわれを墮落させながら、服従さすのである。われわれの弱さの感情はわれわれの本性よりもわれわれの貪欲

から生れるのであり、情念がわれわれを分つにつれて欲望がわれわれを再び接近させる。そしてわれわれがその同類の敵になればなるほど、われわれは彼等なしにはやつて行けなくなる。一般社會の最初の絆(lien)とはかくのごときものであり、その必要が承認されて感情を壓倒するように見え、かつ各人が耕す義務を課せられることなくその果實を收穫しようとするような、この普遍的な善意(bienveillance universelle)の基礎とはかくのごときものである。なぜなら、自然の同一性に關しては、その効果はかのこと(結合)については無であつた。なんとなれば自然は人間達にとつて結合の理由であると同様争の理由であり、人間達の間にはしばしば善き智恵と協力を置くと同じく競争としつとを置いたからである。

(1) 初めには「人間の間一般社會は決して自然的には存在せぬことについて」となつていたのを標題のごとくルソーは訂正した。なおこの草稿第二章の下書とも見られる断片(M. S. [Neuchâtel] 785A)は「自然法及び一般社會について」となつてをり、ディドロの自然法についての論文との關係を明白に示していた。

(2) 「孤立した人間はあまりに弱い存在であり、あるいはは少くともその力は、」と最初書かれていた。

この新しい事物の秩序から混亂した、規則のない、恒常性のない多くの關係が生れ、それらを入々は絶えず廢止し變更した、それらの關係を固定しようと働く一人のためにそれら

を破壊しようとする百人が働きなから。そして自然状態における人間の相対的な存在は繼續的變化の流れの中にある幾千の他の關係に依存しているから、人間はその生涯の瞬間と云えども同じ状態にあることを保證されることは出来ない。平和も幸福も人間にとつては束の間のひらめきに過ぎない、この有爲轉變のすべてから生れ出る惨めさ以外には永久的なものはない。人間の諸感情と諸觀念とが秩序の愛および徳の至高の觀念にまで高まり得たとしても、善も悪も、善人も悪人も區別し得ないような事物の状態にあつてはそれらの諸原理の確實な適用をなすことは永久に不可能であろう。

われわれの相互の必要が生み出し得るような、一般社會は、それゆえ惨めになつた人間になんら有効な助けを與えない。あるいは少くとも既にあまりに多くの力を持つてゐる者にか新しい力を與えない、一方弱者は、群集の中にさまよい、壓迫され、壓しつぶされながら、逃げる場所をなんら見出さず、またおのれの弱さを救う手だてをも持たず、ついにそこから幸福を期待していた、この偽りの結合の犠牲者は滅び去る。

「自由意志による絆によつて人間達を相互に結合するよう」に齎らす動機の中には、協同に關する動機は一つもなく、また各人が各人の福祉を引き出し得るような共同福祉の目的を提立するどころか、一人の幸福は他人の不幸を作ると云ふことを一度び確認するならば、最後にすべての人が一般的な善に向う代りに、すべての人がそれから遠ざかるがゆえにのみ相

互に結びつくと言ふことを見るならば、このような状態がたとえ存続し得たとしても、それは各々が彼の利益しか見ず、その傾向をのみ追いかつその情念にのみ聞くような人々にとつては、犯罪と惨めさの源でのみあるだろうと言ふことを人は感ずるはずである。」

(1) この節はすべて省略され「かくして」(ainsi)と云う語

に置き代えられ、次の文章に續くように訂正されている。

かくして自然のやさしい聲は、も早われわれにとつて誤ることなき指針ではなく、自然からわれわれが受けた獨立は、も早望ましい状態ではなくなつた。平和と無邪氣(innocence)とは、われわれがその甘さを味う前に永久に消え去つた。原始時代の愚かな人々には感じられず、後世の知識ある人々からは逃れさり、黄金時代の幸福な生活は人類にとつて常に縁のない状態であつた、人類がそれを味い得たときには見損い、それを認識し得たときにはそれを失つていたゆえに。

さらに加えて次のような事情がある。この完全な獨立とこの制限のない自由とは、たとえそれが昔の無邪氣さといつても結びついていたとしても、本質的な、かつわれわれのより秀れた才能の進歩に害のある悪を常に持つていた。すなわち全體を構成する諸部分の結合の缺除。地球は人間達によつて覆れるであろう、しかしかれらの間には、ほとんどなんらの交通もない。われわれはなに人も結合されることなく、いくらかの點で接觸する。各人は他人の間で孤立して止まり、各人

は自分のことのみを配慮する。われわれの悟性は發展し得ないであろう。われわれはなににも感ずることなく生活し、生き甲斐もなく死ぬであろう、すべてわれわれの幸福は、われわれの惨めさを知らないことから成立つてであろう。われわれの心には善意もなければ、行動の中には道德性もないであろう。そしてわれわれは徳の愛なる魂のもつとも楽しい感情を決して味わなかつたことであろう。

「人類(genre humain)と云う語が精神に、それを構成する個人の間になんらの現實的結合をも豫想しないような純粹に集合的な觀念しか與えないことは確かである。もしお望みならば、次の假定をつけ加えよう。人類をば、それに個性(individualité)を與え、それを一つに構成している共通の存在感情と共に、各部分をして一般的かつ全體に關係のある目的に對して活動せしめる普遍的な動機を持つ精神的人格(Par une some morale)として考えること。この共通の感情が人類についての感情であり、かつ自然の法(loi naturelle)が全體の活動的原理であると考えよう。次に同類との關係における人間の構成から生れ來るものを考察して見よう。するとわれわれが假定したのは正反對に社會の進歩は、個人的な關心を呼び起すことによつて、心の中の人間性を壓しつぶし、かつ自然法(droit naturel)の觀念は、それはむしろ理性の法と呼ぶべきであるが、情念が後に發達してそのすべての教えを無力にしたときに初めて發展し始めると云うことを見出

す。そこから人は自然によつて裁可された、いわゆる社會（結合）契約（*traité social*）が、まさにまぼろしであることを見るだろう。なぜなら、それについての條件が常に知られていないか、あるいは實行不可能であり、必然的にかゝる條件を無視するかそれに背かねばならないから。

(1) この節及び次の節はすべて省略する豫定であつた。

もし一般社會が哲學者の體系の中以外にも存在しているとするとすれば、それは、私が述べたごとく、固有の性質を持ち、それを構成する特殊存在とは異つた性質の精神的存在であるだろう。ちよつと化合物がそれを構成している組成物から引き出されない性質を持つているように。自然がすべての人に教へ、かつ彼ら相互の交通の第一の手段であつたであろう、普遍的言語が存在するだろう。すべての部分の通信に役立つ一種の共通な中樞（*sensorium*）が存在するだろう。公共の善あるいは悪とは、單純な集合におけるごとく個人の善あるいは悪の單なる總計ではなく、それは個人を結合する絆の中に存在する。それはこの總計よりも大きいであろう。そして公共の福祉は個人の幸福の上に築かれているどころか、公共の福祉こそ個人の幸福の源なのである。』

獨立の状態においては、われわれ自身の利益の觀點から、理性がわれわれをして公共の善に協力するように齎らすと云うのは誤りである。特殊の利益は一般の善に向うどころか、兩者は事物の自然の秩序において相互に排除しあふ。そして

社會の法は各人が他人には負わそうと欲するが、自分自身に負わそうとは決して思はない軀である。「私は人類の眞中で恐怖と惱みを持つてゐる」しかし自分が不幸であるかあるいは他人に害をなすかどちらかが必要である。そして自分が自分自身にとつて貴重であるほど貴重な他人は誰もない。」と賢人が沈黙せしめた獨立の人が云う。かれは次のようにつけ加えることも出来よう、「私が自分の利益を他人のそれと妥協さすことを欲していると云うことは眞實だ、社會の法の利益について貴方が私に云はれたすべてのことからは、もし私が他人に對して社會の法を嚴重に守る一方、他人もすべてそれを私に對して守つて呉れると云うことが保證されていたなら、よいものである。しかしそれについてどんな保證を貴方は私に與えることが出来るのか。そして私の立場は、弱者によつて償われることを敢えてせぬゆゑ、もつとも強き者どもがなさうとする、あらゆる惡に私がさらされるのを見るよりもさらに惡いのではなからうか。あらゆる不正な試みに對して私に保證を與えるか、あるいは私自身に不正を差控えることを希望しないかどちらかである。自然の法が私に課する義務を棄てることによつて、その權利をも同時に棄て、かつ私の暴力は私に對して人が用いようとする全ての暴力を權威付けると云つても無駄である。私が抑制したからとてそれが自分の權利を保證し得るとは思えないから、私は喜んでそれ（利己主義的主張を指す）賛成する。さらに、弱者からの

略奪品を分ちながら、強者を私の勘定に入れるのは私の勝手だろう。強者と組むことは、私の利益と安全のために正義よりも役に立つ。」知識あり獨立した人間がこのように推理したであろうことの證據は、その行爲について已れのことしか考えに入れぬすべての主權的社會が、かくのごとく推理することにある。

(1) この文章はデイドロ「自然法」よりの引用である。デイドロの論文は本誌前號拙譯參照。

道徳を助けるために宗教を導き入れ、人間の社會を結合するために神の意志を直接介入させることを欲さなかつたら、このような議論にどうして答えることが出來ようか。しかし賢人達の神の至高の觀念や、われわれに神が課する友愛の法則や、神がわれわれに欲する眞の禮拜である純粹な魂の社會的な徳などは、群集には常に縁がないであろう。人々は常に群集に對して彼らと同じく無分別な神々を與え、それらの神々に、群集は已れが名譽とばかり幾千の恐しい破壊的な情念に身を委ねようと、いと容易く犠牲になるであろう。地上全體が血に溢れ、そして人類はやがて滅びるであろう、もしも折學と法律とが狂信の激しさを押さえず、かつ人間の聲が神々の聲よりも強くなかつたとしたならば。

實際、もし偉大な存在者(Grand Être)と自然法(loi naturelle)の觀念がすべての人の心の中に内在しているとしたり、ことさらに兩者を教えることは全く餘計なことである

う。それはわれわれが既に知つていることをわれわれに教えるものであり、その際人々が用うる方法は兩者の觀念を忘れしむるにむしろ全く適したものである。それらの觀念がかくのごときものでないとしたら、神がそれらを少しも與えられなかつたすべての人々は、それらの觀念を知ることが免除されていることになる。そのために特別の教育が必要となるや否や、各國民はそれぞれの教育を持ちこれを唯一のよきものと證據立てたのであり、そこからしばしば和親と平和よりも、しばしば殺りくと虐殺が生れたのである。

それゆえさまさまの宗教の神聖な教えは傍らに置いておこう、それらの教えの濫用はその有用さが防いだのと同じほど犯罪を作つたのであるが。また神學者が人類を害するためには扱わなかつたような問題の檢討は哲學者に委せておこう。しかし前者(哲學者)は、すべての人のもつとも大なる幸福こそ人類がもつ唯一の情念なるがゆえに、人類のみがことを決し得るとして、私を再び人類自身の前に送り返した。個人が何處まで人間、市民、臣民、父、子であらねばならぬか、また何時生きあるいは死ぬのが適當であるかを知るためにたずねるべきは一般意志に對してである、と彼は私に云ふ。「白狀するが、まことそこに私は自分が相談し得る規則を見る、だが未だ私は、」と獨立の人が云う、「この規則に私を従わす理由が判らない。正義とは何かを私に教えることが問題なのではない。正義であることによつていかなる利益を私が

得るかを私に示すことが問題なのだ。實際、一般意志は各個人にあつて、悟性の純粹行爲であり、それは情念が沈黙している時に、人間が同類に要求し得るもの、および同類が彼に要求し得るものを根據づけると云うことは、何人もそれについて争わないであろう。しかし自分自身からこのようにして切離され得る人間が何處に在らうか。そして、もし自己保存が自然の第一の教えであるとしたら、彼の特殊存在となんらかかわりのない義務を課するために、種（人類）一般を考へることを彼に強制することが出来るであろうか。以上述べた反對論は常に存在しないものだろうか。また彼が一般意志に服従することを彼の個人的利害がいか様に要求するかを検討することが残つてはいないだろうか。

(1) デイドロ「自然法」よりの引用。

さらに、諸觀念をこのように一般化する技術は人間の悟性にとつてもつともむつかしくもつとも時間のかかる業であるから、大多數の人は彼の行爲の規則をこの推理的方法から引き出す状態にはないのでなからうか。特殊行動について一般意志にたずねるべき時に、心がけのよい人でも規則に對してあるいは適用について誤まつたり、法に従はんと思いつゝ自らの傾向にのみ従つたことが幾度か起つたのではなからうか。誤りなきことを期するためにはどうすればよいのだろうか。内的な聲に聞くのであろうか。しかしこの聲は社會の中でその法律に従つてのみ判断し感じる習慣によつてのみ形作られる

と、人々は云う。それゆえそれは規則を作るのには役立つたない。次に良心よりも高く語りその臆病な聲を覆ひ、哲學者をしてこの聲は存在せずとの説をなさしめるような情念の何一つとて心の中に抱かぬことが必要となるだろう。制定法の原理、あらゆる國民の社會的行爲、人類の敵さえもの暗黙の約束等に相談するのだろうか、最初の困難は常に戻つてくる。そしてわれわれが想像する秩序の觀念を引出すのは、われわれの間に設定されている社會秩序から外ならない。われわれはその特殊社會によつて一般社會を認識する。小共和國の建設は大共和國のことを考えさす。われわれは市民となつた後に初めて人間となり始めるのである。そこから人類に對する愛によつて祖國に對する愛を證明しながら、何人をも愛さない權利を持つために全世界を愛することを誇る、いわゆるコスモポリタンについていかに考へるべきかを知ることが出来る。

この點について推理がわれわれに教えるところは完全に事實によつて證明されている。古代に少しでも遡れば、自然法と全ての人の共同の友愛という健全な觀念はかなりゆつくりと擴つたこと、かつあまりにゆつくりと進歩したのでそれを充分に一般化したのは、キリスト教のみであることをたやすく見るであろう。かくてユステイニヤンの法すらの中でも宣言された敵のみならず、帝國の臣民に非るすべての人に對して、古代的暴力が是認されたことを見るであろう。かくて口

ローマ人の人間性はその支配以上には及ばなかつた。

實際グロチウスが考察したように、人々は外國人、なかんずく野蠻人を略奪し、強奪し、ついには彼らを奴隷にするほど虐待しても差支えないと信じていた。それゆえ人々は立腹させることなく、未知の人に山賊なのか、それとも海賊なのかとたづねたのであつた。なぜなら、その職業は恥辱どころか、名譽なものとして通つていたからである。エルキュールやテーゼのように山賊と戦つた最初の英雄達も彼等自身山賊を働くことはやめなかつた。そしてギリシヤ人は、しばしば決して戦争の状態になかつた人々の間に作られた約束を、平和の約束と呼んだのであつた。

外國人と云う言葉と敵と云う言葉は多くの古代人、さらにローマ人にあつてすらも同じ意味をもつていた。キケロは *Hostis enim apud majores nostros dicebatur, quem nunc peregrinum dicimus.* と云つてゐる。ホップスの誤りは戦争状態を獨立し社會的になつた人々の間に設定したと云うことにはなくて、この自然状態を種(人類)全體に自然的なものとして假定したこと、かつその結果である惡を原因として違へたことにある。

(I) キケロの文章は「われわれが今日外國人と呼んでいる人々が、かつてはわれわれの祖先の間で敵と呼ばれた」との意。(義務論 第一卷 第十二章)

しかし自然的一般的社會が、人間の間になんら存在せず、

人間が社會的になつたために、不幸になり、悪くなつたとしても、また正義と平等の法が、同時に自然状態の自由と、社會状態の必要に服して生きる人々にとつて惡にすぎないとしても、われわれにとつて徳も幸福も存在せず、また天がなんのふせぐ手だてもなく人類が墮落するごとくわれわれを見ずてたと考えるどころか、われわれは惡の中からもそれをいやす療法を引出そうと努めよう。新しい結社によつて、可能ならば、一般的結社の缺點を直そう。われわれの荒つぽい話し相手が彼自ら成功したかどうかを判断せんことを。完全な技術によつて、技術が自然になし始めた害が回復されたことを後に示そう。彼が幸福であると信じた状態の全き慘めさと、彼が堅固なりと信じている推理の全き誤りとを彼に示そうではないか。彼が事物のもつともよき秩序の中に善き行爲の値打と、悪しき行爲の罰と、正義と幸福の好ましき合致とを見んことを。新しき光もて彼の理性を啓蒙し、その心を新しき感情で温めよう。かくて彼がその存在と幸福とを、同類にそれらを分つことによつて、いや増すことを學ばんことを。この試みに際し、もし私の情熱が私を盲目にしていなかつたなら、強き魂と正しい感覺もてこの人類の敵が、ついにはその憎しみを、彼を迷わせるような理性は人間性には導かないと云う過誤と共に棄てること、彼の表面的な利益よりもまこと合理的な利益をば選ぶことを學ぶこと、彼が善き、徳のある、明敏な人になること、最後にすべてを云うならば彼がか

くあらんと欲していた亂暴な山賊から、よく秩序付けられた社會のもつとも確固たる支柱となると云うことを決して疑い給うな。

(1) デイドロの云う「獨立の人」(l'homme independant) すなわちエゴイストを指す。

附記 以上はルソー『社會契約論』の草稿、いわゆるジュネヴ草稿の第一編第一章及び第二章の全譯である。草稿中の字句の修正、讀み方等について問題のある點をゾーンのテキストは一々指示しているが、文章の理解に影響のあるような箇所はないと考えられるので、この點はほとんど省略した。草稿の執筆された時期、その意義等については次の機會に譲ることにする。

### 法政研究會報告

第三十一回 十一月二十日

「P・A・ソローキンの平和計畫論について」

発表者 小野哲講師

出席者 田畑・高橋・坂・岡本(清)・今井・内田・恒藤・金山・岡本(善)・加藤・小野(高)・八木・山本・本城

第三十二回 十二月三日

「新カント學派、特にラスクおよびケルゼンと自然法論」

発表者 八木鐵男氏

出席者 田畑・高橋・坂・岡本(清)・今井・内田・恒藤・金山・岡本(善)・小野(哲)・加藤・山本・本城

第三十三回 十二月一七日

「憲法的習律の妥當性について」

発表者 山本浩三助手

出席者 田畑・高橋・坂・岡本(清)・今井・内田・恒藤・金山・岡本(善)・小野(哲)・加藤・山本・本城